

愛知県立刈谷北高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は、日ごろからささいな兆候を見逃さないように努め、問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場であることが大切である。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。また、実体験の乏しい生徒がさまざまな体験活動等を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

2 いじめ防止対策組織について

いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応するために、現在の相談委員会を改編し「いじめ・相談対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ・相談対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

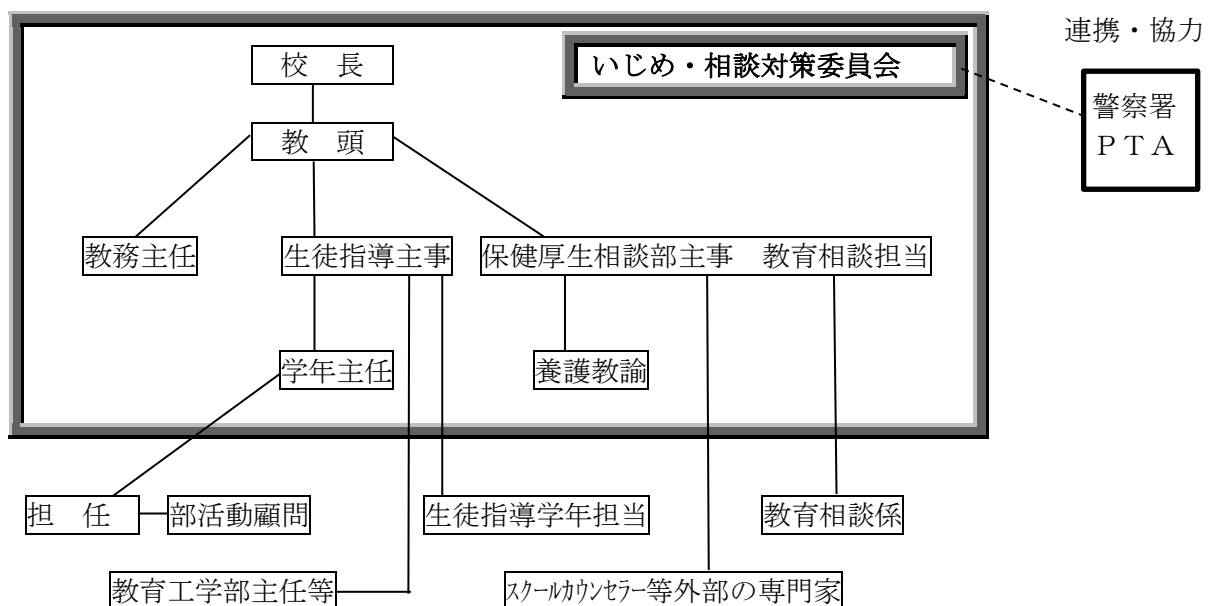
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健厚生相談主事、学年主任、教育相談担当（特別支援教育コーディネータ）、養護教諭

（必要に応じて教育工学部主任等や、スクールカウンセラー等外部の専門家を加える。）

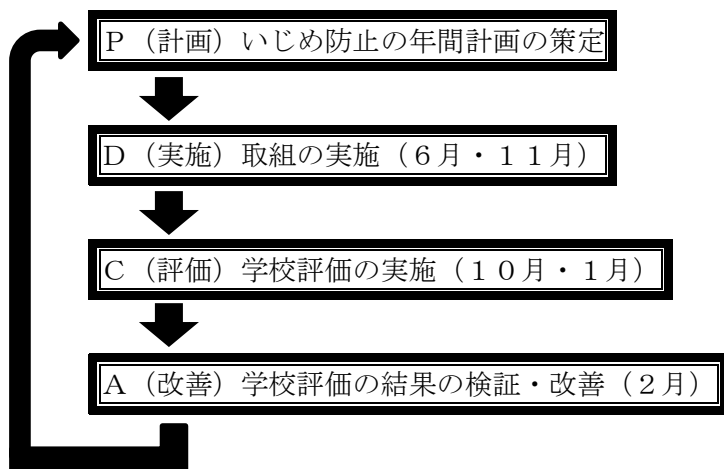
イ 指導・支援チーム

委員会が、事案に応じて、適切な教員等をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応を行う。いじめの防止、早期発見、早期対応に当たっては、事案によって関係の深い教職員を追加したり、ネットいじめなどでは、インターネットに詳しい教員（教育工学部主任等）を加えたりするなど、適切なメンバーで対応できるよう柔軟にチームを組んで対応する。また、警察署やPTAとの連携・協力を図る場合もある。

【組織図】



(2) 「いじめ・相談対策委員会」の役割及び機能等
 ア 取組の検証 (P D C Aサイクル)



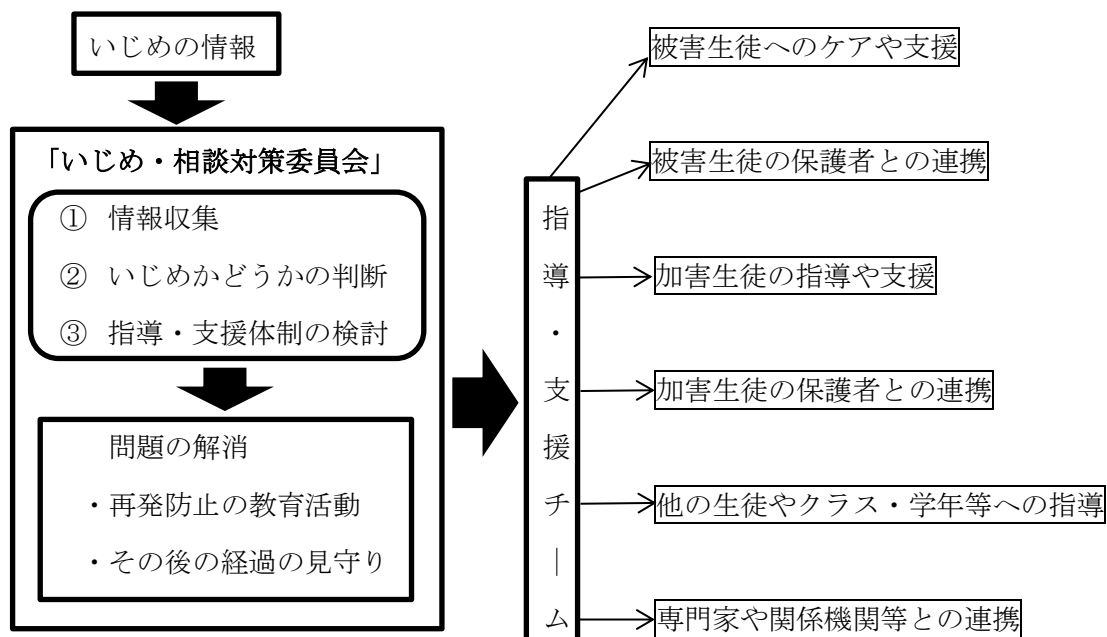
イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知と確認を行う。
- ・「いじめ・相談対策委員会」で検討した内容を職員会議等で報告する。
- ・現職研修で「いじめ・不登校」をテーマに講話等を実施する。

ウ 生徒、保護者、地域に対する情報発信や意識啓発、意見聴取

「学校いじめ防止基本方針」及び「学校評価」「学校関係者評価」結果を、学校経営案及び学校のホームページに掲載する。

エ いじめに対する措置 (いじめ事案への対応)



* 実際に対応するメンバー (指導・支援チーム) は事案に応じて委員会が適切なメンバー構成を考える。
 * 事案に応じて柔軟に指導体制のメンバーを決める。また、対応する内容によってチームのメンバーは異なる。

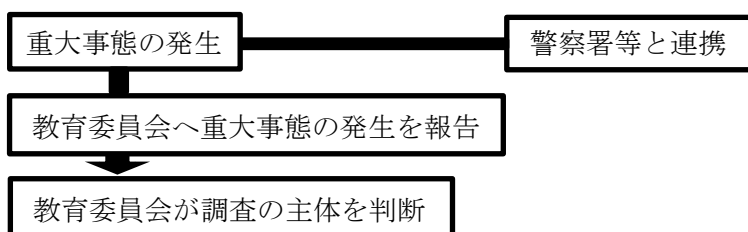
オ 重大事態への対応

重大事態が生じた場合は速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図(学校用)」に基づいて対応する。

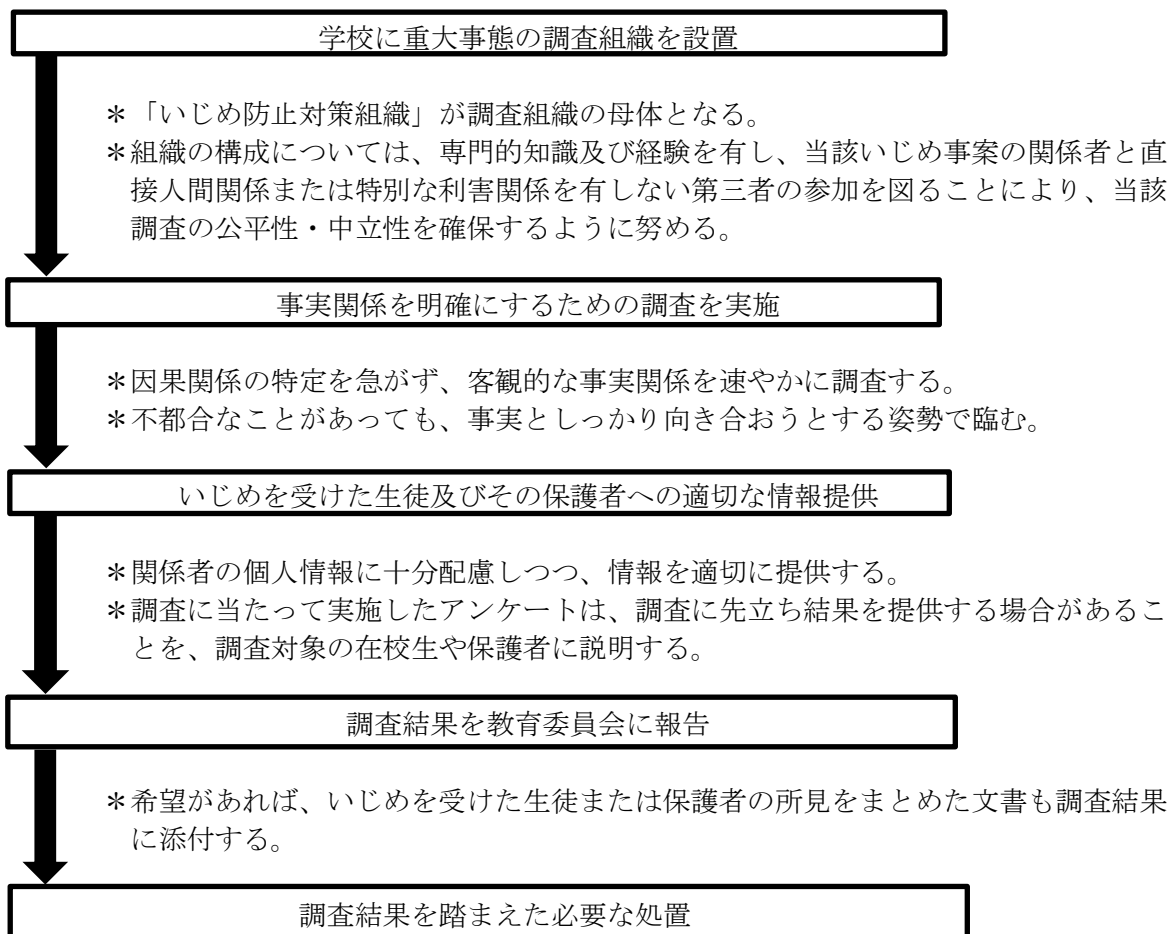
学校が調査を実施する場合は、「いじめ・相談対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。事案の内容によっては、警察署と連携を図る。

重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき



学校が調査主体の場合



3 いじめの防止等に関する具体的な取組について

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 現職研修を充実させ、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、人権教育の充実、体験活動等の充実を図る。
- ウ 公開授業を積極的に行い、授業改善を進め、分かりやすい授業づくりに努める。
- エ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないよう指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、生徒のささいな兆候から、いじめを積極的に認知するように努める。
- イ いじめを認知した場合又はいじめの疑いがある場合は、速やかに「いじめ・相談対策委員会」に報告をし、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「いじめアンケート調査」(年2回)の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・相談対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや警察署等、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。また、日ごろから情報モラル教育の充実を図る。

(取組の年間計画)

	未然防止の取組	早期発見の取組	「いじめ・相談対策委員会」の動き	保護者・地域との連携
4月	○健康調査の実施(全学年)…保健厚生相談部 ○相談室や保健室の情報の周知(全学年)保健厚生相談部 ○担任面談(全学年) ○クレベリン検査(1年)…保健厚生相談部		○「いじめ・相談対策委員会」の取組についての説明	
5月				○ゴミ0運動
6月		○いじめアンケート調査(全学年)		○学校評議員会での説明
7月	○ボランティア活動の実施…生徒会部			
8月	○ボランティア活動の実施(1年)…生徒会部			
9月	○担任面談(全学年)			
10月			○中間評価の実施	○公開授業及び公開授業週間 ○ゴミ0運動
11月	○人権講話(全学年)…生徒指導部	○いじめアンケート調査(全学年)		
12月	○ボランティア活動の実施(全学年)…生徒会部			
1月	○担任面談(全学年)		○最終評価の実施	
2月			○学校評価の結果の検証・改善	○学校評議員会での報告
3月	○情報モラル講話(合格者登校日)…生徒指導部			○情報モラル講話(合格者登校日)